

特命随意契約理由書

130

件 名	蛍光管・乾電池の処理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区が回収した乾電池・蛍光管を資源化処理する。
選定理由	下記業者は、厚生省より昭和61年2月6日付、環衛22号「使用済乾電池の広域回収・処理計画」により指定された唯一の広域回収・処理センター（その後、蛍光管についても追加されている）である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	所在地：中央区日本橋堀留町2丁目1番3号 名 称：野村興産株式会社
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	6,919,000 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

136

件 名	建築行政共用データベースシステムの運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	建築行政共用データベースシステム（以下、「共用DB」という。）は、 ■台帳登録閲覧■通知・報告配信■建築士・事務所登録閲覧■法令・大臣認定データベース■建築行政地図情報のサブシステムから構成された建築物のストック情報を総合的に管理するシステムである。これは、共用DBを活用して建築審査事務を行っている。本業務は、このシステムを最新・最適な環境に維持保守を行う業務である。
選 定 理 由	平成27年度に導入した共用DBは、下記事業者が開発したプログラムであり、このシステムの維持管理は、既設システムと密接不可欠の関係にある。他者では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一般財団法人建築行政情報センター 住 所 東京都新宿区神楽坂1-15
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	2,676,250円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部建築指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

199

件 名	公害総合システム保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	公害指導事務の台帳、各届出受付及び苦情処理のデータ入力、保存、情報出力までを一元化し、作業の標準化を行う公害総合システムの保守管理業務を行う。
選 定 理 由	1 開発導入 平成 28 年度 2 運用開始 平成 29 年 4 月 システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 富士通 J a p a n 株式会社 住 所 東京都港区東新橋 1-5-2 汐留シティセンター
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	742,500 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
担 当 課	環境まちづくり部 環境政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	公共料金一括支払に係る口座振替事務業務
種 類	委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	公共料金一括支払に係る口座振替事務を委託する。
選 定 理 由	<p>公共料金を一括して支払うことを目的に、令和3年度より口座振替払を導入した。その内容は、指定金融機関であるみずほ銀行に会計管理者の口座を開設し、全庁の公共料金に係る資金を公共料金支払基金から入金し、各企業に口座振替（自動引落し）により支払うものである。</p> <p>会計管理者の口座から口座振替を行うにあたっては、公共料金の支払情報の管理のために、公共料金のお客様番号ごとに口座振替指定口座番号を付番する必要がある。その業務を行えるのは、指定金融機関であり、令和3年度に口座を開設した下記業者に限られる。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>法人名 株式会社みずほ銀行</p> <p>住 所 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	1,848,000 円（消費税を含む） <small>※本件は契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	会計室出納係
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	公金に係るコンビニエンスストア等収納代行業務
種 類	委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、住民税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料について、千代田区と基本協定書を締結しているコンビニエンスストア取扱店及び契約相手方が運営するモバイルレジセンタから収納金・収納情報を取りまとめ、収納金を区指定口座に振り込み、収納情報を区へ送付する。
延長理由	<p>1 プロポーザル年度 平成 19 年度（平成 20 年度開始）</p> <p>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項 8 条第 4 号</p> <p>3 繼続年数 14 年</p> <p>4 延長 平成 29 年度業者選定委員会の延長許可（5 年間）</p> <p>5 評価 良好のため</p> <p>継続 15 年目であり、令和 3 年度の業務成績も良好なため、令和 4 年度も継続して下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>法人名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ</p> <p>住 所 東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	10,146,620 円（消費税を含む） ※ 当面 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	会計室出納係
根 抱 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

264

件 名	公金に係る収納データ作成等事務業務
種 類	委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	住民税等区収納金に係る収納データのデータ記録作成等を業務委託する。
選 定 理 由	<p>本業務は、区と「千代田区の公金収納及び支払に関する業務並びに預金に取扱い等に関する契約書」に関連して行う業務であるため、相手方が1者に特定されている。このため、区収納金を取りまとめる本業務を行えるのは、下記事業者のみである。</p> <p>以上の理由より、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>法人名 株式会社みずほ銀行 公務事務部</p> <p>住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	5,473,997円 (消費税を含む) ※単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	会計室出納係
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

183

件 名	広報千代田編集・制作等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	(1) 広報千代田の制作にかかる編集業務(リライト、デザイン、レイアウト作成、文章補作、カット・イラスト作成、トレースなど)、印刷、梱包、納品を行う。 (2) 編集会議(特集面を含む内校発注のための会議)、入稿を経て、内校出し及び戻し、4回の校正(初校・2校・3校・念校)に対応できる年間スケジュールを作成する。 (3) 保存用製本業務
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和3年度 (令和3年8月17日付3千政広報発第67号) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号 3. 繼続年数 2年(令和3年度開始、2年度目) 4. 評価 良好な業務成績のため
契約の相手方	名 称 日本印刷株式会社 住 所 東京都千代田区内神田一丁目3番3号
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	43,820,480円(消費税を含む) <u>*総額新規契約のため、契約金額は支出限度額</u>
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部 広報広聴課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

322

特命随意契約理由書

件 名	行政手続きナビゲーション運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	行政手続きナビゲーションの運用保守業務を実施する。
選 定 理 由	<p>① 導入時期 令和4年1月7日</p> <p>② 繼続年数 1年</p> <p>③ 評価 業務成績評価表より、良好</p> <p>本システムは、下記事業者がシステム構築を行っており、来年度も引き続き安定的な運用をするには、構築事業者と同一の事業者に運用保守業務を委託する必要がある。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社グラファー</p> <p>住 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目5番8号</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	1,630,200 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで
担 当 課	政策経営部 IT推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	高齢者あんしんセンター神田の業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	介護保険法第 115 条の 46 第 1 項の規定により、包括的支援事業等の業務を社会福祉法人に委託し、受託した法人が地域包括支援センターを運営する。
選 定 理 由	年 1 回実施している「千代田区地域包括支援センター運営協議会評価部会」において事業実施状況を報告、委員から良好との評価を受けており、区民や民生・児童委員及び介護事業者へのアンケート結果からも信頼と親しみやすさを評価されているため令和 4 年度も引き続き下記業者を契約の相手方に指定する。(評価資料別紙参照)
契約の相手方	法 人 名：社会福祉法人 多摩同胞会 所 在 地：東京都府中市武蔵台 1-10-1
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日 一部
※ 契約金額	57,691,400 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

392

件 名	高齢者あんしんセンター麹町の業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	介護保険法第 115 条の 46 第 1 項の規定により、包括的支援事業等の業務を社会福祉法人に委託し、受託した法人が地域包括支援センターを運営する。
選 定 理 由	年 1 回実施している「千代田区地域包括支援センター運営協議会評価部会」において事業実施状況を報告、委員から良好との評価を受けており、区民や民生・児童委員及び介護事業者へのアンケート結果からも信頼と親しみやすさを評価されているため令和 4 年度も引き続き下記業者を契約の相手方に指定する。(評価資料別紙参照)
契約の相手方	法 人 名 : 社会福祉法人 東京栄和会 所 在 地 : 東京都江戸川区西葛西 8-1-1
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日 一部
※ 契約金額	57,691,400 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

155

件 名	高齢者救急通報システム業務(民間方式 I)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	病弱なひとり暮らし高齢者等が、緊急時の対応支援、安全確保を図るために、千代田区高齢者救急通報システム実施要綱（昭和 62 年 7 月 10 日 62 千福高発第 478 号）第 6 条の民間事業者が設置した緊急通報機器等を通じて、高齢者からの必要な緊急通報対応を 24 時間体制で実施する。
選 定 理 由	1. 本業務は、区の登録業者の中から、利用希望者が業者を指定して事業を開始するものであり、利用料金についても区が定めている。 2. 本業務では、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが数者存在するが、利用申込み事に全ての条件を満たすものが 1 者に特定されるものである。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ホームネット株式会社 住 所 東京都新宿区西新宿 6-8-1 新宿オーパタワー
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	14,309,284 円 (消費税を含む) <u>※ 準価 契約のため、契約金額は支出限度額</u>
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 /

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

156

件 名	高齢者救急通報システム業務(民間方式Ⅱ)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	病弱なひとり暮らし高齢者等が、緊急時の対応支援、安全確保を図るために、千代田区高齢者救急通報システム実施要綱（昭和 62 年 7 月 10 日 62 千福高発第 478 号）第 6 条の民間事業者が設置した緊急通報機器等を通じて、高齢者からの必要な緊急通報対応を 24 時間体制で実施する。
選 定 理 由	1. 本業務は、区の登録業者の中から、利用希望者が業者を指定して事業を開始するものであり、利用料金についても区が定めている。 2. 本業務では、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが数者存在するが、利用申込み事に全ての条件を満たすものが 1 者に特定されるものである。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 総合警備保障株式会社 住 所 東京都港区元赤坂一丁目 6 番 6 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	14,309,284 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

157

特命随意契約理由書

件 名	高齢者救急通報システム業務(民間方式Ⅲ)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	病弱なひとり暮らし高齢者等が、緊急時の対応支援、安全確保を図るために、千代田区高齢者救急通報システム実施要綱（昭和 62 年 7 月 10 日 62 千福高発第 478 号）第 6 条の民間事業者が設置した緊急通報機器等を通じて、高齢者からの必要な緊急通報対応を 24 時間体制で実施する。
選 定 理 由	1. 本業務は、区の登録業者の中から、利用希望者が業者を指定して事業を開始するものであり、利用料金についても区が定めている。 2. 本業務では、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが数者存在するが、利用申込み事に全ての条件を満たすものが 1 者に特定されるものである。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 セコム株式会社 住 所 東京都渋谷区神宮前一丁目 5 番 1 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	14,309,284 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

158

件 名	高齢者救急通報システム業務(民間方式IV)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	病弱なひとり暮らし高齢者等が、緊急時の対応支援、安全確保を図るために、千代田区高齢者救急通報システム実施要綱（昭和62年7月10日 62千福高発第478号）第6条の民間事業者が設置した緊急通報機器等を通じて、高齢者からの必要な緊急通報対応を24時間体制で実施する。
選 定 理 由	1. 本業務は、区の登録業者の中から、利用希望者が業者を指定して事業を開始するものであり、利用料金についても区が定めている。 2. 本業務では、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが数者存在するが、利用申込み事に全ての条件を満たすものが1者に特定されるものである。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 アルソックあんしんケアサポート株式会社 住 所 東京都大田区山王一丁目3番5号
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	14,309,284 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	高齢者食事支援サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区在住の満65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯等で、在宅での食の確保に支援が必要な方に食事の配達を個別に行い、高齢者の在宅生活を支援する。
選 定 理 由	<p>本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配食数が少なくとも区内全域へ配送できること。 2 利用者が高齢者であることから、食事内容の変更や配達担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除きできるだけ避けること。 3 食事の提供を行い、利用者との信頼関係も構築できること。 4 配達時に、高齢者の状況確認等について配慮できること。 <p>これら、一つ一つの条件についてこれを満たすものは複数存在するが、隣接する区域ですべてを満たすものが限定される。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 シルバーライフ</p> <p>住 所 東京都新宿区西新宿四丁目32番4号 ハイネスロフティ2階</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	11,556,000円 (消費税を含む) *単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	高齢者食事支援サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区在住の満65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯等で、在宅での食の確保に支援が必要な方に食事の配達を個別に行い、高齢者の在宅生活を支援する。
選 定 理 由	<p>本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配食数が少なくとも区内全域へ配達できること。 2 利用者が高齢者であることから、食事内容の変更や配達担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除きできるだけ避けること。 3 食事の提供を行い、利用者との信頼関係も構築できること。 4 配達時に、高齢者の状況確認等について配慮できること。 <p>これら、一つ一つの条件についてこれを満たすものは複数存在するが、隣接する区域ですべてを満たすものが限定される。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社 桜フーズ 住 所 東京都文京区音羽一丁目25番10号 宮原ビル1F
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	11,556,000円 (消費税を含む) *単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	高齢者食事支援サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区在住の満65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯等で、在宅での食の確保に支援が必要な方に食事の配達を個別に行い、高齢者の在宅生活を支援する。
選定理由	<p>本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配食数が少なくとも区内全域へ配送できること。 2 利用者が高齢者であることから、食事内容の変更や配達担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除きできるだけ避けること。 3 食事の提供を行い、利用者との信頼関係も構築できること。 4 配達時に、高齢者の状況確認等について配慮できること。 <p>これら、一つ一つの条件についてこれを満たすものは複数存在するが、隣接する区域ですべてを満たすものが限定される。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社シニアライフクリエイト</p> <p>住 所 東京都港区三田三丁目12番14号 ニッテン三田ビル6階</p>
※ 契約年月日	令和 千 年 四 月 日
※ 契約金額	11,556,000円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	高齢者相談・支援システム 運用保守業務
種 類	物 品 : 委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	高齢者相談・支援システムの運用保守業務を委託する。
選 定 理 由	<p>1. 導入年度 平成 24 年度 (平成 25 年 3 月開始)</p> <p>2. 繼続年数 8 年</p> <p>3. 評価 業務成績良好のため</p> <p>4. 本システムは、総合住民サービスシステムのサブシステムとして新たに導入・構築することを情報化推進委員会（平成23年9月2日付23千政第48号）で承認され、平成25年3月に下記業者により構築された。その後、平成30年3月末に機器更改を実施した。本サービスで、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>法人名 : 株式会社 電算</p> <p>所在地 : 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6</p>
※ 契約年月日	令和 平成 千 年 四 月 一 日
※ 契約金額	6,259,110 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

298

特命随意契約理由書

件 名	高齢者総合サポートセンター相談拠点業務（麹町地域）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	高齢者の生活や介護等の相談に対し、24 時間 365 日ワンストップで対応すると共に、高齢者あんしんセンターと連携し介護・医療の連携支援や、各種サービスのコーディネートを行う。
選 定 理 由	<p>高齢者の相談拠点業務は、高齢者総合サポートセンターの開設時に、麹町、神田両地域の高齢者相談の拠点業務として開始した。</p> <p>高齢者総合サポートセンター開設時から年1回「高齢者総合サポートセンター評価委員会」を開催しており、委員から業務実績について、高い（良好との）評価を受けている。また、令和4年度の業務継続について令和3年10月の指名業者選定委員会において承認されている。（※今後、評価委員会にて良好な評価されていれば、毎年度指名業者選定委員会に付議した上、特命随意契約とする。）</p> <p>以上の理由により、令和4年度も引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 社会福祉法人東京栄和会 住 所 東京都江戸川区葛西8-1-1
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	74,996,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

299

件 名	高齢者総合サポートセンター相談拠点業務（神田地域）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	高齢者の生活や介護等の相談に対し、24 時間 365 日ワンストップで対応すると共に、高齢者あんしんセンターと連携し介護・医療の連携支援や、各種サービスのコーディネートを行う。
選 定 理 由	高齢者の相談拠点業務は、高齢者総合サポートセンターの開設時に、麹町、神田両地域の高齢者相談の拠点業務として開始した。 高齢者総合サポートセンター開設時から年 1 回「高齢者総合サポートセンター評価委員会」を開催しており、委員から業務実績について、高い（良好との）評価を受けている。また、令和 4 年度の業務継続について令和 3 年 10 月の指名業者選定委員会において承認されている。（※今後、評価委員会にて良好な評価されていれば、毎年度指名業者選定委員会に付議した上、特命随意契約とする。） 以上の理由により、令和 4 年度も引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人多摩同胞会 住 所 東京都府中市武蔵台 1 丁目 10 番地
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	74,996,000 円 <small>（消費税を含む）</small>
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

202

件 名	麹町小学校・千代田小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区立2小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊び・学びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選 定 理 由	2か所の小学校(麹町小学校・千代田小学校)には、民設民営の学校内学童クラブ(アフタースクール)が併設され、その運営を下記事業者が行っている。 放課後子ども教室事業と学校内学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に履行させることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。なお、令和3年度の業務成績は良好である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 共生会 住 所 東京都葛飾区東四つ木1-12-17
※ 契約年月日	令和4年4月(日)
※ 契約金額	36,228,720 円 (消費税を含む) ※ 総額 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

381

特命随意契約理由書

件 名	国指定史跡常盤橋門跡保存活用計画・整備計画策定等支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	<p>国指定史跡常盤橋門跡は、平成23年の東日本大震災で被害を受け、令和2年度まで区が枡形門石垣と石造アーチ橋の修復工事を実施してきた。今後、文化財的価値を将来に継承するためには、適切な保存と活用を行うための基本計画策定が必要不可欠である。また、当該史跡周辺においては、近年大規模な再開発事業が展開しており、都市空間の中での史跡を顕在化し、活用促進していくための整備方針が課題となっている。</p> <p>以上の状況を踏まえ、本業務では、区の行政計画である「国指定史跡常盤橋門跡保存活用計画」及び「国指定史跡常盤橋門跡を含む常盤橋公園整備計画」の策定支援を行う。</p>
選 定 理 由	<p>1 プロポーザル年度 令和3年度（令和3年度開始） ※令和3年5月6日付3千地文振発第63号</p> <p>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号</p> <p>3 繼続年数 1年</p> <p>4 評価 良好な業務成績のため 繼続2年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社文化財保存計画協会 住 所 千代田区一ツ橋2丁目5-5
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	8,327,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	地域振興部文化振興課（文化財係）
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

112

件 名	債権管理法律相談業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	自治体における債権管理について、法律問題や法律的知識が必要な事柄が生じた場合の法律相談を実施し適正な債権管理に向けて、職員の知識の醸成と事務能力の向上を図る。
選定理由	<p>下記業者は、代表弁護士が東京弁護士会弁護士業務改革委員会の「自治体債権管理問題検討チーム」の座長を務めていたこともあり、所属弁護士含め自治体における債権管理に極めて精通している。</p> <p>また、特別区職員研修所主催の養成講座「自治体債権の管理・回収」や、当区の債権管理研修の講師を務めるなど実績があり、自治体における債権管理の実務を把握していることから、区職員からの債権管理に係る相談に対して適切な助言、指導ができる。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	所在地：東京都千代田区神田小川町2丁目1番13号中村ビル5階 名 称：マイスタート法律事務所
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	960,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

214

特命随意契約理由書

件 名	財務書類作成支援・分析及び公会計業務支援システム保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区が所有する公会計業務支援システム等を使用して作成する財務書類(一般会計等、全体、連結)の仕訳、数値などの確認と業務遂行に必要な資料作成及び助言を行うとともに、区が運用している公会計業務支援システムの保守等の必要な業務を行う。
選 定 理 由	本業務の履行に当たっては、令和3年度に導入・実施した公会計業務支援システム及び標準ソフトウェアデータ移行業務と密接不可分の関係があり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、システム故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社パブリック・マネジメント・コンサルティング 住 所 品川区上大崎3-1-1 目黒セントラルスクエア 15階
契約年月日	令和4年4月 / 日
契約金額	4,125,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	政策経営部財政課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

特命随意契約理由書

127

件 名	三崎町中継所汚水処理施設保守点検業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	三崎町中継所の汚水処理施設（スクリーン・反応槽・汚泥貯槽・汚泥脱水機・薬液タンク・攪拌機・ブロワ・制御盤・汚水槽・中間受水槽・浮上分離装置）の保守点検業務。
選 定 理 由	<p>1. 当該汚水処理施設は、下記事業者が設計・施工した設備である。</p> <p>2. 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。また、本施設の運転にあたっては、付近住民への健康被害や生活環境に係る被害が生じることがないよう、排水の性状に適した管理が必要であり、汚水処理施設の構造・各装置の操作方法、全般の業務について熟知している必要がある。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社エス・エル東京支店 住 所 千代田区東神田 2-10-17
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,235,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

151

件 名	三崎町中継所管理運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	三崎町中継所は、千代田、台東、文京区の不燃ごみを搬送するための船舶中継施設であり、不燃ごみを日曜日、年末年始を除いて毎日受け入れている。 不燃ごみの受入業務、中央モニター監視、ホッパー業務（搬入車誘導・搬入口整理）、プラント設備（コンベア2基・シート2基・ターンテーブル2基・計重装置2基）の保守点検（毎月実施）及び関係法令等に基づく官公署等への届出手続き等を行う。
選定理由	(1) 本業務で、いずれも下記事業者とのグループ会社である新明和工業株式会社が設計・製作したものであり、下記事業者はその保守点検の専門会社である。 (2) ごみ中継施設に設置した設備機器の維持管理であり、特殊な技術を用いて設計・施工した施設・設備の保守点検業務であるため、同施設の運転管理部門でなければ役務を提供することができない。 なお、下記事業者は、令和3年度中の管理業務の履行状況が良いことから、契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称： 新明和ウエステック株式会社 住 所： 兵庫県宝塚市新明和町1-1
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	38,689,200 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

380

件 名	産業廃棄物処分業務（コンクリートくず等）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区内の道路上及び公園内における産業廃棄物（コンクリートくず等）について、法令に基づいた適切な処分を行う。
選定理由	下記業者は、本件業務委託に先立ち行われた産業廃棄物運搬業務の見積もり競争の際、その内定者である新宿運輸商事(株)千代田営業所が廃棄物の処分先として指定した者である。このため、本件業務について、特定のものでなければ役務を提供することができない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日成ストマック・トーキョー 住 所 東京都江戸川区東葛西 3-17-15
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,586,200 円（消費税を含む） ※ ￥ 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

329

件 名	産業廃棄物処分業務（廃プラスチック等）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区内の道路上及び公園内における産業廃棄物（廃プラスチック等）について、法令に基づいた適切な処分を行う。
選定理由	下記業者は、本件業務委託に先立ち行われた産業廃棄物運搬業務の見積もり競争の際、その内定者である新宿運輸商事（株）千代田営業所が廃棄物の処分先として指定した者である。このため、本件業務について、特定のものでなければ役務を提供することができない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 有明興業株式会社 住 所 東京都江東区若洲2-8-25
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	2,882,000 円（消費税を含む） <small>※単価 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

2/2

件 名	四番町図書館資料の保管業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	(仮称) 四番町公共施設整備により新四番町図書館が整備されるまでの期間、四番町図書館所蔵資料の保管を民間業者に委託する。
選定理由	下記業者は令和元年度契約案件において見積競争により保管業務を含む移転業務の委託業者として選定されるとともに、令和2年度・3年度と引き続き資料の保管業務を担った事業者である。 令和元年度から3年度の資料の保管状況は良好であり、また、下記事業者以外に業務を委託した場合、保管施設の変更に伴う経費が新たに必要になることから、引き続き下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日本通運株式会社 住 所 東京都中央区日本橋人形町二丁目 26 番 5 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,758,160 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで ※ 契約のため、 契約金額は支出限度額
担 当 課	地域振興部 文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

382

件 名	四番町保育園給食調理業務	
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他	
工 事 場 所 (工事案件のみ)		
概 要	四番町保育園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する	
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和元年度（令和2年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 繼続年数 2年 4. 評価 良好のため 5. 繼続3年目であり、評価も良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。	
契約の相手方	所在地 東京都文京区後楽1-1-10	会社名 イフスコヘルスケア株式会社 東日本事業部
※ 契約年月日	令和4年4月1日	
※ 契約金額	22,080,800 円（消費税を含む）	
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日	
担 当 課	子ども部学務課	
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	子どもの学習・生活支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	生活困窮世帯等に対し、子どもの学習支援及び生活支援、親への養育支援等を行うことにより、困難を抱えた世帯の子どもを取り巻く課題に対し総合的に対応し、子どもの社会的自立を図り、貧困の連鎖を防止することを目的とする。
選定理由	1. プロポーザル年度 平成30年度(平成31年3月12日付30千保生支発第845号 平成31年度開始) 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 繼続年数 3年 4. 評価 良好的な業務成績のため 5. 特命随意契約の延長(令和3年10月21日付3千指業委第8号)が認められ、かつ業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称： 株式会社トライグループ東京支店 住 所： 千代田区飯田橋一丁目10番3号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	14,940,306円 (消費税を含む) <small>※最終算定 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部生活支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

216

特命随意契約理由書

件 名	子どもの遊び場運用業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	子どもの遊び場事業において、安全管理、道具の貸出し、遊びやスポーツの指導を主な業務とするプレーリーダー等業務を委託する。
選 定 理 由	<p>子どもの遊び場事業を実施する際に、遊び場の管理運営や子どもの遊び相手等を行うプレーリーダーを配置している。プレーリーダーには、遊び場の安全管理のほか、近隣住民や公園利用者等との調整等の能力が必要である。また、子どもと一緒に遊ぶことや、スポーツをするため、子どもと気軽にコミュニケーションを取り、比較的子どもに近い年齢の者が業務を担うことが望まれる。</p> <p>下記の事業者は、区内大学において子どもと関わる活動を行うサークルのまとめ役として、上記要件を満たすプレーリーダーを擁しており、千代田区青少年委員会が主催する「ひがた探検隊」を毎年受託するなど、区内での事業実績が豊富である。令和3年度実施の子どもの遊び場事業業務についても業務成績は良好であった。また、大学生の起用は、昼間区民との協働はもとより、青少年健全育成の視点からも重要である。</p> <p>本契約の目的達成、能力その他の複数の条件を満たすことを要し、一つ一つの条件別に満たすものが存在するが、全ての条件を満たす者が1者に特定されている。</p> <p>以上のことから、下記の事業者を契約相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 一般社団法人 D&A Networks 代表理事 中田 弾 住 所 千代田区二番町3-2
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	11,046,000 円 (消費税を含む) ※ 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	千代田区教育委員会 子ども部 子育て推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	子ども在宅サービス事業（子どもショートステイ・乳児院）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	保護者が、出産・疾病等により児童を自宅で養育することが困難になった場合、当該児童を千代田区子どもショートステイ事業実施要綱第2条により、児童福祉法第37条に規定する乳児院において24時間体制で短期間継続して預かり養育することにより、区民の子育て支援を行い、児童福祉の向上を図る。
選 定 理 由	<p>本事業は平成24年度から事業を開始したものである。</p> <p>実施に当たっては、①365日通年の24時間体制で短期間継続して預かり養育可能な施設であること。②近距離で0歳からの乳幼児を専門に保育する施設であること。などが求められ、下記法人が千代田区に一番近い唯一の施設である。</p> <p>契約の目的達成、能力その他の複数の条件を満たすことを要し、一つ一つの条件別に満たすものが複数存在するが、近隣区で全ての条件を満たす者が1者に特定されるものである。また、前年度の業務成績は良好である。</p> <p>以上の理由により下記法人を契約相手に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 社会福祉法人 二葉保育園 二葉乳児院</p> <p>住 所 新宿区南元町四番地</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	5,374,242 円 (消費税を含む) ※税込単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	子ども在宅サービス事業（子どもショートステイ・保育施設）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	保護者が疾病等により一時的に養育が困難となった場合に、一時的に養育する事業。
選 定 理 由	<p>当該事業者の代表者は、平成30年度から区の唯一の「協力家庭」としてショートステイ事業に従事してきた。児童を預かるにあたっては、自らが経営する保育施設の施設等も活用してきたところであるが、当該施設は0歳から受入可能で宿泊保育もできる。区内においてそうした施設は他にない。</p> <p>また、児童虐待が社会問題化する中で、周囲に協力者のいない保護者のレスパイトの受け皿として、当日の緊急の依頼にも対応可能であるほか、コロナ禍において保護者が感染した家庭の濃厚接触者である児童の預かりにも対応でき、これらすべてを満たす事業者は他にない。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社片山商店</p> <p>住 所 千代田区神田佐久間町4-11-4 グレーシア千代田 秋葉原202号</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,800,000 <u>※単価 契約のため、契約金額は支出限度額</u> 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	児童・家庭支援センター
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

185

件 名	視覚障害者用音声版「広報千代田」の発行業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	本事業は、視覚障害のある方に、月2回発行する「広報千代田」の音声版及びMP3データを作成・送付することにより、障害者福祉の向上に寄与することを目的とし、視覚障害のある方に区政情報を提供するものである。
選定理由	<p>当該業務は、単に、音声版等の「広報千代田」の作成にとどまらず、障害の有無にかかわらず地域での相互扶助を推進することを含め実施するものであり、地域のボランティア活動を積極的に支援・推進し、ボランティア事業を精力的に展開している必要がある。</p> <p>また、社会福祉法に基づき地域福祉の推進を図る公共的団体であることを要する。</p> <p>契約の目的達成、能力その他の複数の条件を満たすことを要し、一つ一つの条件別に満たすものが複数存在するが、区内で全ての条件を満たす者が1者に特定される。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 社会福祉法人 千代田区社会福祉協議会</p> <p>住 所 千代田区九段南1-6-10</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	3,135,022円(消費税を含む) <small>※ 準価 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	障害者福祉課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

384

件 名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（4月分）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却）
工 事 场 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選 定 理 由	<p>(1) 資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。</p> <p>(2) 清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和4年4月1日
※契約金額	2,239,850 円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契約期間	令和4年4月1日から令和4年4月30日まで
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

394

件 名	資源回収・資源化業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	古紙・びん・缶・ペットボトル等の資源物の回収及び資源化処理
選定理由	<p>下記業者は、区内業者を中心としたリサイクル業者の団体で、清掃事業が東京都から千代田区に移管された年の平成12年3月27日付で、ごみ減量・リサイクル事業推進についての「協定書」を取り交わしている。</p> <p>区内にある約3,900箇所の集積所から毎日資源ごみを回収するものであるため、1日10台以上の回収車を稼動する必要があることから、業者の団体と契約を締結することにより、回収及び資源化を効率的に実施することができる。</p> <p>契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が1者に特定される。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 千代田区飯田橋2-12-1
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	287,617,010円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

328

件 名	千代田保健所自家用電気工作物保安管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選 定 理 由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和2年度の委託業者として選定された。令和3年度の業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称： 株式会社 TKテクノサービス 住 所： 千代田区西神田一丁目2番4号
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	476,740 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部 地域保健課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

328

件 名	「神保町ひまわり館」自家用電気工作物保安管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	「神保町ひまわり館」の自家用電気工作物について安全な運用を確保するため、電気事業法に基づき当該業務を合理的かつ効率的に執行する。
選定理由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和2年度の委託業者として選定された。令和3年度の業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 TKテクノサービス 住 所 千代田区西神田一丁目2番4号
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	277,200 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	地域振興部 神保町出張所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	三崎町中継所自家用電気工作物保安管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選 定 理 由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和2年度の委託業者として選定された。令和3年度の業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社TKテクノサービス 住 所 千代田区西神田一丁目2番4号
※ 契約年月日	令和4年4月/日
※ 契約金額	251,900 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

3-28

件 名	飯田橋車庫（管理棟）自家用電気工作物保安管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。（他施設との集合契約）
選 定 理 由	本業務は、毎月及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和2年度の委託業者として選定された。令和3年度の業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称： 株式会社 TKテクノサービス 住 所： 千代田区西神田一丁目2番4号
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	244,200 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部千代田清掃事務所（飯田橋車庫）
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

328

件 名	飯田橋車庫（車庫棟）自家用電気工作物保安管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。（他施設との集合契約）
選 定 理 由	本業務は、隔月及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和2年度の委託業者として選定された。令和3年度の業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称： 株式会社 TKテクノサービス 住 所： 千代田区西神田一丁目2番4号
※ 契約年月日	令和4年4月1日 / 日
※ 契約金額	158,400 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所（飯田橋車庫）
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

328

件 名	神田公園出張所・区民館自家用電気工作物保安管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選 定 理 由	本業務は、毎月及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和2年度の委託業者として選定された。令和3年度の業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 TKテクノサービス 住 所 千代田区西神田1丁目2番4号
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	258,720 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
担 当 課	神田公園出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

328

件 名	富士見出張所・区民館 自家用電気工作物保安管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 ・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選 定 理 由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和2年度の委託業者として選定された。令和3年度の業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称： 株式会社 TKテクノサービス 住 所： 千代田区西神田一丁目2番4号
※ 契約年月日	令和4年4月1日 / 日
※ 契約金額	158,400 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	地域振興部 富士見出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

328

件 名	万世橋出張所及び万世橋区民館 自家用電気工作物保安管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	万世橋出張所・区民館に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選 定 理 由	本業務は、毎月、隔月及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和2年度の委託業者として選定された。令和3年度の業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称： 株式会社 TKテクノサービス 住 所： 千代田区西神田1丁目2番4号
※ 契約年月日	令和4年 4月 / 日
※ 契約金額	1,056,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年 4月 1日 から 令和5年 3月31日
担 当 課	万世橋出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

328

特命随意契約理由書

件 名	自家用電気工作物保安管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選 定 理 由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。下記業者は、見積競争により、令和2年度の委託業者として選定された。令和3年度の業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社TKテクノサービス 住 所 東京都千代田区西神田1丁目2-4
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	6,160,660 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

328

件 名	九段中等教育学校 自家用電気工作物保安管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選 定 理 由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和2年度の委託業者として選定された。令和3年度の業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称： 株式会社 TKテクノサービス 住 所： 千代田区西神田1丁目2番4号
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	275,280 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年 4月 1日 から 令和5年 3月31日
担 当 課	九段中等教育学校
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

328

特命随意契約理由書

件 名	和泉橋出張所・区民館自家用電気工作物保安管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	和泉橋出張所・区民館に設置されている自家用電気工作物の点検等の保安管理業務
選 定 理 由	<p>本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。</p> <p>下記業者は、見積競争により令和2年度の委託業者として選定された。令和3年度の業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社TKテクノサービス 住 所 東京都千代田区西神田一丁目2番4号
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	244,200 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	千代田区役所 和泉橋出張所
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

3-8

件 名	自家用電気工作物保安管理業務（第711号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選 定 理 由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和2年度の委託業者として選定された。令和3年度の業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称： 株式会社 TKテクノサービス 住 所： 千代田区西神田一丁目2番4号
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	1,147,300 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年 4月 1日 から 令和5年 3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

328

特命随意契約理由書

件 名	旧万世橋出張所・区民会館 自家用電気工作物保安管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	施設の自家用電気工作物が関係法令に適合し、常時正常な状態で機能するよう機器の維持管理を行う。
選 定 理 由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和2年度の委託業者として選定された。令和3年度の業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社TKテクノサービス 住 所 東京都千代田区西神田一丁目2番4号
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	281,600 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	安全生活課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

3-28

特命随意契約理由書

件 名	区立麹町仮住宅 自家用電気工作物保安管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選 定 理 由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和2年度の委託業者として選定された。また下記事業者の令和3年度の業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 TKテクノサービス 住 所 千代田区西神田1丁目2番4号
※ 契約年月日	令和 <u>4</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日
※ 契約金額	<u>158,600</u> 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	住宅課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	自動二輪車駐車場管理業務(第304号)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 ・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	主な業務内容は、区立神田花岡町自動二輪車駐車場において、①駐車場24時間監視業務(集中精算機等により駐車場管理システムを遠隔管理にて監視・確認)②料金収納業務③駐車場管理システム及び機器等の保守点検業務④利用者トラブル・支援対応業務である。
選 定 理 由	<p>1. 本駐車場における駐車場管理システムについては、開設時に下記業者の管理システムを導入し、整備を行なったものである。</p> <p>2. 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備、システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。さらに、料金収納業務及び利用者トラブル・支援業務など人的対応を含めた総合的な管理運営業務を行うことで経費を節減できる。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名称：日信電子サービス株式会社 住所：東京都墨田区押上1-1-2 東京スカイツリーイーストタワー15F
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	2,319,240 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	千代田区 環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	秋葉原駅東側広場内公衆便所管理業務及び公園等清掃作業（第314号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	秋葉原駅東側広場内公衆便所施設の維持管理及び、秋葉原周辺の公園、児童遊園、広場及び公衆便所の清掃を行う。
選定理由	下記事業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針(平成19年12月改訂)に基づき、令和3年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和3年度の業務成績は良好なので、引き続き同条件で、翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	社 名：株式会社T Sビルシステム 豊島営業所 住 所：東京都豊島区東池袋2-62-8-108
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	32,909,445 円（消費税を含む） 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	秋葉原駅東口第1自転車駐車場喫煙所清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	秋葉原駅東口第1自転車駐車場内に設置した喫煙所の清掃を行う。
選 定 理 由	下記業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針(平成19年12月改訂)に基づき、令和3年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和3年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件で、令和4年度に限り契約の相手方に指定するものである。
契約の相手方	名 称 株式会社 TSビルシステム 住 所 東京都豊島区東池袋2-62-8-108
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,075,755 円 (消費税を含む) ※単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	地域振興部 安全生活課 安全生活係
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

222

件 名	宿泊場所及び給食提供業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	緊急対応を要する住まいのない生活困窮者に、一定期間、宿泊場所と給食を提供する。
選 定 理 由	<p>本業務は、生活困窮者支援に関する知識や経験を有し、東京都の指導及び基準単価に基づき、社会福祉法第2条第3項による無料低額宿泊施設を区内で確保することが必要とされる。</p> <p>区内にある無料低額宿泊施設で、上記の条件を満たしている施設は下記業者が運営する宿泊施設のみである。</p> <p>下記業者は、令和3年度においても、本業務の趣旨を十分に踏まえ、緊急を要する対応時に、常に宿泊場所と給食の提供を実施した。</p> <p>千代田区及び23区で多数の運営実績を有しており、本区において、区が求める業務の提供を行い得る唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称： 特定非営利活動法人 さくら福祉推進協会 住 所： 中央区日本橋馬喰町1-12-7 テイハイツ日本橋 806
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,301,550 円（消費税を含む） ※ 総単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部生活支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

139

件 名	巡回指導アドバイザー業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・○委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	本事業は、「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」に基づき、公立、私立保育所を学識経験者や園長経験者などが巡回アドバイザーとして巡回し、保育所職員、保護者に専門的見地から指導・助言をするものである。
選 定 理 由	近年、保育所で発生する問題が複雑化、多様化しており、保育所だけでは対応が困難な事例が増えている。 については、保育所で発生する様々な問題に対応する体制を整備するため、弁護士等の専門スタッフを擁する下記事業者と連携、協力し、保育所等巡回指導事業を円滑に実施することを目的に、「保育所等巡回指導業務に関する協定」を令和3年1月4日付で締結。本協定の有効期間は令和4年3月31日から1年更新されている。 以上の理由により、下記の者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一般社団法人日本保育者支援協会 住 所 東京都千代田区富士見1-11-13-101
※ 契約年月日	令和4年4月(日)
※ 契約金額	2,442,000円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	子ども部子育て推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

247

件 名	小型船舶の保管場所の賃借
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区が所有する小型船舶2艇を保管するため、保管場所を賃借する。
選 定 理 由	<p>区が所有する小型船舶は当面、水上での定期的な利用予定が無い。このため、係留・保管には次の要件を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 水上係留により自然に発生する船体の損傷（船底への藻の付着、着水による部品の劣化等）を防止し、かつ、陸上で保管することが可能な施設。 ② 区所有の小型船舶は、東京湾を航行する能力が無いため、河川のみを使って千代田区に航行できる施設 ③ 区所有の小型船舶は、外国製であり、修繕等取り扱える事業者を確保できる施設。 <p>以上の要件について、個々では満たす事業者が存在するが、すべてを満たす事業者は「東京湾マリーナ」のみであるため、東京湾マリーナを管理している下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	法 人 名： 株式会社 I H I ビジネスサポート 東京湾マリーナ 所 在 地： 東京都江東区新砂三丁目 11 番 2 号
※ 契約年月日	令和4年4月 / 日
※ 契約金額	1,268,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

132

件 名	昇降機等定期検査報告に係る予備審査及びデータ管理等に関する業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	建築基準法第12条第3項の規定に基づく、昇降機等定期検査報告を円滑かつ効率的に実施するために、報告書の予備審査、データ管理等に関する業務を行なう。
選 定 理 由	昭和46年通達「建設省住指発第918号・定期報告制度運営要領」に基づき、定期報告制度の予備審査等の体制は整備され、東京都内の昇降機等定期検査報告にあたって、昭和48年10月に東京都昇降機安全協議会が設立された。当該法人は、都内各特定行政庁の委託を受け、報告書の予備審査、データ管理等の業務を行っている唯一の団体である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一般社団法人 東京都昇降機安全協議会 住 所 東京都渋谷区代々木1-35-4 代々木クリスタルビル2階
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	3,471,960 円 (消費税を含む) <small>※単価は契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部建築指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 /

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

366

件 名	昌平小学校給食調理業務	
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他	
工事場所 (工事案件のみ)		
概 要	昌平小学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する	
選定理由	1.プロポーザル年度 令和2年度（令和3年度開始） 2.該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3.継続年数 1年 4.評価 良好的な業務成績のため 継続2年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。	
契約の相手方	所在地	東京都千代田区神田錦町3-20
	会社名	一富士フードサービス株式会社 関東支社
※ 契約年月日	令和4年4月1日	
※ 契約金額	21,172,800 円（消費税を含む）	
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日	
担当課	子ども部学務課	
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

262

特命随意契約理由書

件 名	昌平童夢館総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	昌平童夢館総合管理業務 (清掃業務・設備管理業務・環境衛生管理業務・保安警備業務・プール監視受付業務)
選定理由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針(平成 19 年 12 月改訂)に基づき、令和 3 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 3 年度の業務成績は良好なため、引き続き令和 4 年度に限り契約の相手方に指定するものである。
契約の相手方	名 称 株式会社 秀光 住 所 東京都葛飾区堀切五丁目 7 番 1-409 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	96,929,800 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

370

件 名	昌平幼稚園給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	昌平幼稚園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選 定 理 由	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 繼続年数 初年度 4. プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	所在地 墨田区両国1-10-7 会社名 株式会社藤江
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	11,975,700 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

159

件 名	障害者コミュニケーション支援事業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	障害者の日常生活を支援するために、聴覚・音声・言語機能障害者の円滑なコミュニケーションを支援する手話通訳や要約筆記者及び音訳者を千代田区障害者コミュニケーション支援事業実施要綱第6条により委託契約を締結する。
選 定 理 由	本業務は、通称「障害者総合支援法」による地域生活支援事業の一つであるため、契約の目的達成、能力その他の複数の条件を満たすことを要し、一つ一つの条件別に満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者は特定される。都道府県単位で連携をとって、手話通訳者を派遣できる事業所が限定される。 なおかつ、近隣区で手話通訳と音訳を実施している事業所を有している事業者が限定される。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人 ホープ 住 所 千代田区富士見2-3-7
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,723,000 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	障害者福祉課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

160

件 名	障害者コミュニケーション支援事業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	障害者の日常生活を支援するために、聴覚・音声・言語機能障害者の円滑なコミュニケーションを支援する手話通訳や要約筆記者及び音訳者を千代田区障害者コミュニケーション支援事業実施要綱第6条により委託契約を締結する。
選 定 理 由	本業務は、通称「障害者総合支援法」による地域生活支援事業の一つであるため、契約の目的達成、能力その他の複数の条件を満たすことを要し、一つ一つの条件別に満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者は特定される。都道府県単位で連携をとって、手話通訳者を派遣できる事業所が限定される。 なおかつ、都内で手話通訳と音訳を実施している事業所を有している事業者が限定される。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 東京聴覚障害者福祉事業協会 住 所 青梅市長淵5-1420-2
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	1,723,600 円 (消費税を含む) <u>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額</u>
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	障害者福祉課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	障害者よろず相談業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、障害等のある方の日常生活に係る様々な不安や悩みに関する相談に応じ、サービス利用に関して適切な情報提供や調整など、専門的な見地から総合的に支援を行うものである。
選 定 理 由	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロポーザル年度 令和2年度（令和3年度開始） (令和2年11月16日付2千保障福発第410号) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 繼続年数 1年 4. 評価 継続2年目であり、業務実績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	<p>名 称： 株式会社MOF</p> <p>住 所： 東京都千代田区神田神保町2-3 神田古書センタービル6F</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	64,548,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部 障害者福祉課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	障害者福祉タクシー券支給事業管理運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、全国展開する既存のタクシーチケットを利用できることにより、障害者の行動範囲が広がり日常生活の利便性が向上するとともに、タクシー事業者等への支払先が一本化でき効率的な事業運営が可能となるためタクシーチケット事業者に委託するものである。
選 定 理 由	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロポーザル年度 令和2年度 (令和3年2月5日付2千保障福発第550号) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 繼続年数 1年 4. 評価 良好的な業務成績のため 継続2年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称： 愛のタクシーチケット株式会社 住 所： 京都市下京区高辻通室町西入繫昌町310番地
※ 契約年月日	令和4年 4月 / 日
※ 契約金額	32,005,440 円（消費税を含む） ※総価格単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部 障害者福祉課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

502

件 名	職員定期健康診断等実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び千代田区職員健康管理規則（昭和 59 年千代田区規則第 47 号）に基づく、職員向け定期健康診断等の実施
選定理由	1 プロポーザル年度 令和 3 年度（令和 4 年度開始） (令和 4 年 3 月 11 日付 3 千政人事発 1991 号) 2 根拠 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 6 号 3 繼続年数 初年度 4 プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 医療法人社団 こころとからだの元氣プラザ 住 所 千代田区神田神保町一丁目 105 番地 神保町三井ビルディング 1 階・2 階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	44,928,290 円（消費税を含む） <small>単価 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部 人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

321

特命随意契約理由書

件 名	食品総合システム保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	食品総合システムが正常に利用できるように運用保守業務を行う。
選定理由	<p>1. プロポーザル年度 平成28年度（平成29年度開始） (平成28年7月22日付28千保生衛発第173号)</p> <p>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号</p> <p>3. 繼続年数 5年</p> <p>4. 評価 良好的な業務成績のため</p> <p>5. 契約延長 令和3年6月18日付3千指業委第3号「指名業者選定委員会」承認</p> <p>継続6年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社Work Vision</p> <p>住 所 東京都品川区東品川2-2-4 天王洲ファーストタワー</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	7,452,500 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部生活衛生課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

320

特命随意契約理由書

件 名	新型コロナワイルスワクチン移送等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく新型コロナワイルスワクチン接種事業の実施にあたり、ワクチン等の必要物品を適切な方法により円滑に移送する。
選 定 理 由	<p>本事業では国から供給されたワクチンや針シリンジなどの付属品を、区の接種計画に基づき集団接種会場や協力医療機関へ移送を行う。移送の際は接種数に対応した数量ごとにワクチン等を小分けし、冷凍保存のための専用電源の確保を行った上で、迅速に移送することが必要となる。</p> <p>移送のための作業員や車両の確保、ワクチン等の小分け、24時間の専用電源の設置といった履行体制を確保することができる事業者は下記事業者に限られる。</p> <p>以上の理由により下記の事業者を契約の相手方に指定する</p>
契約の相手方	名 称 株式会社ロジクエスト 住 所 東京都千代田区大手町2丁目2番1号新大手町ビル4階
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	10,842,590 円（消費税を含む） <small>※合意料非対象契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和4年9月30日まで
担 当 課	健康推進課（新型コロナワイルス予防接種担当）
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

389

件 名	新型コロナウイルス感染症予防接種費用請求等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区内医療機関で実施するコロナウイルスワクチン個別接種に係る費用を区が支払うにあたり、区内医師会に請求書類の取りまとめと、その後の個別医療機関への費用の振込処理を委託する。
選 定 理 由	千代田区においては、コロナウイルスワクチン個別接種を区内の2医師会（千代田区医師会・神田医師会）を通じて、それぞれの地域の医療機関に協力し、実施している。 このため、当該業務を委託するのは、下記の医師会以外に選択肢はない。以上の理由により下記医師会を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	<p>① 名 称 一般社団法人 千代田区医師会 住 所 千代田区五番町4番地4</p> <p>② 名 称 公益社団法人 神田医師会 住 所 千代田区神田小川町二丁目8番</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	① 27,426,960 円 (消費税を含む) <small>※単価契約のため、契約金額は支出限</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和4年9月30日
担 当 課	健康推進課 新型コロナウイルス予防接種担当
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	新型コロナウイルス感染症予防接種費用請求等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区内医療機関で実施するコロナウイルスワクチン個別接種に係る費用を区が支払うにあたり、区内医師会に請求書類の取りまとめと、その後の個別医療機関への費用の振込処理を委託する。
選 定 理 由	千代田区においては、コロナウイルスワクチン個別接種を区内の2医師会（千代田区医師会・神田医師会）を通じて、それぞれの地域の医療機関に協力し、実施している。 このため、当該業務を委託するのは、下記の医師会以外に選択肢はない。以上の理由により下記医師会を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一般社団法人 千代田区医師会 <input checked="" type="checkbox"/> 住 所 千代田区五番町4番地4
	名 称 公益社団法人 神田医師会 <input checked="" type="checkbox"/> 住 所 千代田区神田小川町二丁目8番
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	<input checked="" type="checkbox"/> 27,426,960 円 (消費税を含む) <small>※単価は契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和4年9月30日
担 当 課	健康推進課 新型コロナウイルス予防接種担当
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

356

件 名	神田一橋中学校・お茶の水小学校給食調理業務	
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他	
工事場所 (工事案件のみ)		
概 要	神田一橋中学校及びお茶の水小学校の給食にかかる調理および配達、配膳等業務を委託する	
選定理由	1.プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始） 2.該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3.継続年数 初年度 4.プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。	
契約の相手方	所在地	東京都台東区東上野一丁目14番4号
	会社名	株式会社 東洋食品
※ 契約年月日	令和4年4月1日	
※ 契約金額	47,256,000	円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日	
担 当 課	子ども部学務課	
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

383

件 名	神田一橋中学校英会話講座業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	神田一橋中学校の全生徒を対象に、英会話講座を実施する。原則として1日50分／コマ×2回＝計100分、月2回程度、前期10回、後期10回の年間計20回とする。
選定理由	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロポーザル年度 令和元年度（令和2年度開始） (令和2年3月27日付 31千子指導発第1082号) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 繼続年度 2年 4. 評価 良好なため 継続3年目であり、評価は良好なため引き続き、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社 エデュケーションネットワーク 所在地：東京都千代田区富士見2-11-11
※ 契約年月日	令和4年 4月 1 日
※ 契約金額	1,498,200 円（消費税を含む） <small>※単価契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

286

件 名	神田一橋中学校総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	神田一橋中学校の総合管理業務
選定理由	下記事業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針（平成 19 年 12 月改訂）に基づき、令和 3 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 3 年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件で翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社東洋実業 住 所 新宿区西新宿 1-26-2
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	26,502,625 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

227

件 名	神田公園出張所・区民館及び内神田集会室保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田公園出張所・区民館及び内神田集会室の安全で快適な環境保持のために、施設の清掃・設備の保守点検などの業務を委託する。
選 定 理 由	下記事業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理運用指針(平成 19 年 12 月改定)に基づき、令和 3 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者であり、令和 3 年度の業務成績は良好なため、引き続き翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社アイザワ総業 住 所 千代田区内神田三丁目 16 番 9 号 松浦ビル 3 F
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,931,027 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	地域振興部 神田公園出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

347

件 名	神田保育園給食調理業務	
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他	
工事場所 (工事案件のみ)		
概 要	神田保育園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。	
選定理由	1. プロポーザル年度 平成29年度（平成30年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 繼続年数 4年 4. 評価 良好のため 5. 更新 令和2年9月10日「指名業者選定委員会」承認 6. 通算5年目であり、評価も良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。	
契約の相手方	所在地 東京都港区赤坂二丁目23番1号 会社名 株式会社メフォス	
※ 契約年月日	令和4年4月1日	
※ 契約金額	23,265,000 円（消費税を含む）	
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日	
担 当 課	子ども部学務課	
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

187

件 名	神田保育園他総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	神田保育園他の清掃・設備管理業務
選定理由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針(平成 19 年 12 月改訂)に基づき、令和 3 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 3 年度の業務成績は良好なため、引き続き、令和 4 年度に限り契約の相手方に指定するものである。
契約の相手方	名 称 ニッセイファシリティ株式会社 千代田支店 住 所 東京都千代田区岩本町二丁目 9 番 11 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	28,904,480 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

369

件 名	人材情報システムの保守
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	人材情報システムのアプリケーションパッケージ等のソフトウエアについて安定的かつ正常な稼動を可能とする体制を全庁に提供し、予期せぬ障害や災害等の対応を行う。
選 定 理 由	人材情報システムの保守業務については、平成30年度に同事業者によりIT推進課内の仮想サーバ上に構築した情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になる。また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 令和3年度の業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会社名：コムコ株式会社 所在地：文京区湯島3-24-11 湯島北東ビル
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	1,188,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

260

件 名	人事情報総合システムにかかる機器等の保守
種 類	委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	職員の人事管理及び勤務実績の集約により給与計算等を行う本システムを、正常かつ安定的に稼動できる体制を全庁に提供するため、本システムの保守委託を行う。
選 定 理 由	<p>導入 平成 24 年度（平成 25 年 1 月） 更新 平成 29 年 9 月</p> <p>人事情報総合システム機器等の保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。</p> <p>令和 3 年度の業務成績は良好なため、引き続き令和 4 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>法 人 名 : 富士通 Japan 株式会社</p> <p>所 在 地 : 東京都港区東新橋 1-5-2</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	33,902,880 円（消費税を含む）
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

339

件 名	生ごみリサイクル処理業務（保育園・こども園・幼稚園・学校）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	保育園、こども園、幼稚園および学校の給食で発生する生ごみを飼料としてリサイクルする。
選定理由	<p>1. 「食品循環資源の再利用等の促進に関する基本方針」（令和元年7月12日付 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）の中で、再利用の順位を①飼料化、②肥料化、③菌床、④メタン化等による再利用としている。</p> <p>2. 下記事業者は、23区内で生ごみを飼料として安定的に再生利用することができる唯一の事業者であり、登録再生利用事業者証の交付を受けている。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	会社名 株式会社 アルフオ 所在地 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル9階
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	5,558,137 円（消費税を含む） <small>*上記契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

125

件 名	生活困窮者自立支援制度に基づく自立支援総合相談業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく「生活困窮者自立相談支援業務」「生活困窮者家計改善支援業務」及び「生活困窮者就労準備支援業務」を一体的に実施し、包括的かつ継続的な支援を行うことにより、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を困窮状態から早期に脱却させ、一層の自立の促進を図ることを目的とする。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和元年度（令和 2 年度開始） (令和 2 年 2 月 17 日付 31 千保生支発第 817 号) 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 6 号 3. 繼続年数 2 年 4. 評価 良好的な業務成績のため 令和 3 年度の業務成績は良好なため、引き続き令和 4 年度においても下記業者を契約の相手方に指定する
契約の相手方	法人名：中高年事業団やまと企業組合港支店 住 所：港区芝三丁目 6 番 12 号 KS 芝公園ビル I 3 階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	31,416,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
担 当 課	保健福祉部生活支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

148

件名	生活保護決定時等に必要な資産調査等及び就労支援業務並びに地域生活移行支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	生活保護決定時等に必要な業務を一体的に委託し、保護費の適正化推進と効率的で効果的な自立支援を図る。
選定理由	<p>1. プロポーザル年度 平成29年度 (平成30年1月30日付29千保生支発第779号 平成30年度開始))</p> <p>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号</p> <p>3. 繼続年数 4年</p> <p>4. 評価 業務成績良好のため</p> <p>5. 繼続 令和2年7月16日付2千指業委第6号 「業者選定委員会」承認</p> <p>継続5年度目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名称：中高年事業団やまと企業組合港支店 住所：東京都港区芝三丁目6番12号KS芝公園ビルI3階
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	23,906,520円（消費税を含む） <u>※総額単位契約のため、契約金額は支出限度額</u>
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担当課	保健福祉部生活支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

3/28

特命随意契約理由書

件名	生活保護版レセプト情報管理システム（クラウド版）の保守業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	生活保護版レセプト情報管理システムは、保険者(区)が医療機関から提出された社会保険診療報酬支払基金を通じて送付される電子レセプトを閲覧・操作・集計するシステムについての保守業務を委託する。
選定理由	平成23年4月から開始された電子レセプト運用が完全実施となつた。このレセプト管理システムは、厚生労働省が下記業者へ開発・運営を委託し、東京都が随意契約により改良を委託したものである。 本サービスで、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理、障害対応など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、評価も良好なため、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：富士通Jap an株式会社 住所：東京都港区東新橋1-5-2
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	528,000円（消費税を含む）
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担当課	保健福祉部生活支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	西神田コスモス館HEATS熱交換器ユニット保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	西神田コスモス館各住戸の給湯・暖房システムをまかなっている給湯暖房システム(以下、「HEATS」という)の保守管理を行う。
選定理由	本施設のHEATSは、熱源機で作った熱を熱媒を通して各住戸の熱交換ユニットから取り出し各家庭の給湯暖房に利用している。 HEATSの熱源機は、東京ガス資産であり、屋上にある区分バルブを境に区資産分と別れている。HEATSの利用については、東京ガスとの契約となり、料金等の算出に関わるため、平成28年度の更新は東京ガスが実施した。また、維持・メンテナンス等は東京ガス以外に行うことはできない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 東京ガス株式会社集合住宅エネルギーサービスグループ 住 所 江東区猿江2-15-5
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,449,360 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	住宅課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

355

特命随意契約理由書

件 名	西神田保育園給食調理業務	
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 その他	
工事場所 (工事案件のみ)		
概 要	西神田保育園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。	
選定理由	1. プロポーザル年度 令和2年度（令和3年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 繼続年数 1年 4. 評価 良好のため 5. 繼続2年目であり、評価も良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。	
契約の相手方	所在地 文京区本郷1-28-10 会社名 株式会社東京天竜	
※ 契約年月日	令和4年4月1日	
※ 契約金額	21,846,000	円（消費税を含む）
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日	
担当課	子ども部学務課	
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田会館 8階事務室清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）その他（ ）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田会館 8階事務室（千代田区専有部）の執務環境維持のため、清掃業務を実施する。
選 定 理 由	千代田会館 8階事務室の清掃業務については、賃貸借契約書及び千代田会館使用細則の諸規定に基づき、同会館の所有者である株式会社千代田会館が指定する業者に請け負わせることとしている。 以上の理由より、株式会社千代田会館を契約の相手方として指名する。
契約の相手方	名 称 株式会社千代田会館 住 所 千代田区九段南一丁目 6番 17号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	6,215,880 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていま
- す。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田会館8階電話設備保守点検業務	
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他	
工 事 場 所 (工事案件のみ)		
概 要	千代田会館8階に設置した電話設備について、保守点検業務を行う。	
選 定 理 由	<p>新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務量増加に対応するため、千代田会館8階を借用し、令和3年3月29日より生活衛生課、民泊指導担当、受動喫煙防止担当、新型コロナウイルス予防接種担当及び商工観光課の執務室として利用する。執務環境を整備する際には、千代田会館使用細則に基づき、千代田会館が指定する竹中工務店東京本社と「千代田会館8階執務室環境整備業務（設え変更）」の委託契約を締結し、当該契約に含まれる電話設備の設置については、再委託先である下記事業者が行った。</p> <p>電話設備の保守業務については、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>	
契約の相手方	名 称 協立情報通信株式会社 住 所 東京都港区浜松町1-9-10	
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日	
※ 契約金額	660,000 円（消費税を含む）	
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
担 当 課	政策経営部 施設経営課	
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田会館 10 階研修室清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他（ ）
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	研修室として活用している千代田会館 10 階千代田区専有部の執務環境維持のため、清掃業務を実施する。
選定理由	千代田会館は、(株)千代田会館ビルディング(以下「会館」という。)との共同建築ビルであり、その全般的な管理は建物管理規約に基づき、会館が統合して行っており、管理協定により会館が清掃業者を指定している。複合施設の共有部分の清掃業務(第三者発注)等の受託者に専用部分の業務を委託するものである。 以上のことから、会館が指定する下記業者を契約の相手方として指名する。
契約の相手方	名 称 東京コニックス株式会社 住 所 千代田区九段南一丁目 6 番 17 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,109,756 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

249

件 名	千代田区ウォーカブルまちづくりデザイン策定支援及びウォーカブルなまちづくりのパイロットプロジェクトの企画・実施支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	<p>千代田区では、千代田区都市計画マスターplan（令和3年5月改定）において、骨格構造に回遊を楽しむ環境を充実させる骨格軸としてエリア回遊軸を設定し、テーマ別まちづくりにおいても人中心のウォーカブルなまちづくりを図ることを定めているところである。また、分野別計画である千代田区駐車場計画（令和3年7月策定）においても、ウォーカブルなまちづくりに寄与する駐車場のあり方を目指すことを定めている。</p> <p>本業務は、昨年に引き続き、区として千代田区の特性や魅力を踏まえ、どのようにウォーカブルなまちづくりを展開していくかの提言や検討を行う（仮称）千代田区ウォーカブルまちづくり戦略検討会を効果的かつ効率的に運営するとともに、千代田区ウォーカブルまちづくりデザインの策定を支援するものである。また、策定したデザインや地域課題、交通事情等を踏まえ、ウォーカブルなまちづくりのパイロットプロジェクトの企画・実施を支援するものである。</p>
選 定 理 由	<p>下記業者は、ウォーカブルなまちづくりを進めるうえで欠かせない要素である「駐車場」に関して、千代田区において令和元年度から令和3年度までに実施した「駐車場整備計画改定支援業務」を通じて千代田区駐車場計画の策定支援を行った業者であり、国土交通省が発行している「まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン」を作成した実績がある。</p> <p>また、東京都が実施したパーソントリップ調査の調査実務及び計画策定を担当した実績や、現在東京都が検討している「歩行者中心の道路空間の活用マニュアル」の作成を担当している実績がある。</p> <p>本業務は、昨年度行われた検討会の内容を踏まえながら、引き続き検討会の運営を支援するものである。また、策定したデザインに基づきウォーカブルなまちづくりのパイロットプロジェクトの企画・実施をするものである。したがって、同一受託者以外の場合、これまでの経緯等を踏まえた助言や検討ができない等、著しい支障が出ると考えられる。また、現状把握のための準備期間の短縮や、業務品質、経費面で有利である。なお、令和3年度の業務評価は良好である。</p> <p>したがって、入札に付すことが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 一般財団法人計量計画研究所 住 所 新宿区市谷本村町2-9
※ 契約年月日	令和4年4月 / 日
※ 契約金額	7,997,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日の翌日から令和5年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

360

件 名	千代田区ひきこもり支援業務
種 類	工 事 : 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 : 物品(委託)その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	ひきこもりが長期化することで、親も本人も高齢化し、高齢の親が子の生活を支える「8050 問題」や、周囲に相談できず、孤立を深め、生活困窮に至る実態が社会の中で次第に顕在化してきた。これらのひきこもりに係る問題に対応するため、千代田区では、令和3年度より総合的なひきこもり受付窓口（直営）を開設した。令和4年度も引き続き、窓口で受け付けた相談への対応として、ひきこもり当事者及び家族の心理相談や講座・家族会等のひきこもり支援業務を事業者への委託により実施する。
選 定 理 由	本事業の実施に当たっては、 1 信頼性や一定程度の実績のある「東京都若者社会参加応援事業」に登録されている事業者である 2 対象年齢を設けておらず、「義務教育課程修了後のすべての年齢の千代田区民」を対象とすることに対応が可能な事業者である 3 千代田区の近隣（中央区、港区、文京区、台東区、新宿区程度まで）で相談場所を確保できる事業者である ことが求められる。 下記業者は、すべての要件を満たす唯一の事業者であるため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名 : 公益社団法人 青少年健康センター茗荷谷クラブ 所 在 地 : 東京都文京区小日向 4-5-8 三軒町ビル 306
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	9,902,288 円 (消費税を含む) <small>※本件は契約のため、契約金額は支出限度額</small>
委 託 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部福祉総務課
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

166

件 名	千代田区ファミリーサポート・センター事業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概 要	育児の支援を行いたいもの（以下「支援会員」という。）と育児の支援を受けたいもの（以下「依頼会員」という。）を会員として、千代田区ファミリーサポート・センター事業を実施し、会員相互の支援活動の調整等を行うことにより、仕事を家庭の両立及び子育て家庭の支援を図る。
選 定 理 由	<p>下記法人は、地域住民が相互に助け合うためのサービス業務として、ボランティアセンター・ふたばサービスや、子育てサロンなど地域に根差した同様の事業又は、子育て支援のノウハウを活用した事業を行っている。</p> <p>本事業の実施にあたっては、①依頼会員は在住者で、支援会員は在住・在勤・在学であるため、地域住民相互の援助活動を行っていること、また、②地域との連携業務を行っていることが必要である。これら条件については、それを満たすものが複数存在するが、千代田区内を活動拠点として全ての条件を満たすものが1者に特定されるものである。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 社会福祉法人千代田区社会福祉協議会</p> <p>住 所 千代田区九段南1-6-10</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	6,980,950円（消費税を含む） <u>最終清算</u> 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

282

特命随意契約理由書

件 名	千代田区議会会議録検索システムの運用に係る業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	会議録検索システムは、区民等が積極的に区議会情報について、インターネットなどを通じ、本会議や委員会等の記録・資料閲覧を可能とする情報処理システムである。本業務では、当該システムの安全な運用及び保守を行う。
選 定 理 由	<ol style="list-style-type: none"> 導入 平成8年度。議員を主体とした議会活動条件整備等検討会において、開発事業者を選定し導入したものである。 本システムは下記事業者が自治体の会議録検索用に独自に開発したものであり、知的所有権で保護されている。 本システムで掲載しているのは、本会議は昭和49年から昭和61年までの会議録の目次データ及び昭和62年第1回定例会以降の記録、常任委員会等は平成14年5月23日以降の記録である。文書保存年限を超えて掲載している記録等は、下記事業者が開発した「Db サーチ／Web」というシステムで掲載用に加工したデータだけである。なお、本システムで掲載する範囲（過年分の整理）については、現段階では見直しの議論に至っていない。 現システムは単語や発言者ごとの検索機能を持ち、原則24時間配信している。現システム用に加工された膨大な過年分のデータを、他のシステムで遅滞なく同程度の検索機能を持たせて構築することは困難である。 <p>上記理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称： 株式会社 大和速記情報センター 住 所： 東京都港区新橋5-13-1
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	2,790,700 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日 <small>※契約のため、契約金額は支出限度額</small>
担 当 課	区議会事務局
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

283

特命随意契約理由書

件 名	千代田区議会ペーパレス会議システム運用・管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	紙媒体を電子文書化し、クラウドサービスを利用したペーパレス会議システムの運用、管理および操作研修会を行う。
選定理由	<p>導入 令和2年度 課契約による随意契約</p> <p>令和元年5月の改選後に各会派に調査した「条件整備等検討会での検討項目」で、多数の議員からペーパレス化を推進すべきと意見があった。その後、令和元年7月から令和2年9月にかけて、条件整備等検討会のクラウドを使用したペーパレス化の推進の検討を踏まえ、下記事業者の開発したシステムの採用を決定した。</p> <p>本業務は、情報処理システム等の維持管理(運転、保守、監視、運用支援等を含む)で、既設の情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。</p> <p>上記理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 東京インターイプレイ株式会社</p> <p>住 所 東京都中央区日本橋2・10・8 日本橋日光ビル7F</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日 / 日
※ 契約金額	1,254,000 円 (消費税を含む) <small>*※印を押す場合は契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	区議会事務局
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

372

特命随意契約理由書

件 名	千代田区公衆無線 LAN サービス提供業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	東京都が公衆無線 LAN 整備を進める動きに合わせ、区民や来訪者・来街者への情報提供・発信のための公衆無線 LAN サービスの提供・管理を行う。
選定理由	<p>平成 27 年度から、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社が提供するアプリケーション「Japan Connected-free Wi-Fi」で千代田区公衆無線 LAN サービス (CHIYODA Free Wi-Fi) を開始した。開始するために、アプリケーション提供事業所のグループ事業者である下記事業者にアクセスポイント等の環境整備の施工を実施した。</p> <p>本サービスで、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。</p> <p>以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 東日本電信電話株式会社</p> <p>住 所 東京都港区港南一丁目 9 番 1 号</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	36,300,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

291

件 名	千代田区国民健康保険医療費分析等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区国民健康保険のレセプトデータと特定健診データを突合し、分析を行い、千代田区国民健康保険医療費の現状を的確に把握する。この分析結果を踏まえ、対象者に特定健診受診勧奨通知・医療機関受診勧奨通知・ジェネリック医薬品利用差額通知等を行う。 なお、本業務委託は平成 26 年度から開始した。
選 定 理 由	下記事業者は、傷病名ごとに薬剤、検査、処置等を点数分解、グループ化して正確に分析・集計を行う医療費グルーピング技術（特許第 4312757 号）を有している。また、糖尿病の重症化による人工透析患者の増を抑制するため、病期階層化によって精度の高い分析を行い、対象者を抽出できる技術も有している。これらによる分析をもとに、効果的に医療費の抑制を図ることができる。 さらに、平成 30 年 3 月に策定した、「国民健康保険保健事業の実施計画（第 2 期データヘルス計画）」でも、本業務で作成したデータベースを使用しており、計画の検証を行ううえで、密接不可分の業務となっている。 このため、契約の目的を達成するためには、能力その他複数の条件を満たすことが必要であり、一つ一つの条件についてはそれを満たすものは複数存在するが、全ての条件を満たす者が 1 者に特定される。 以上の理由により、上記実施計画が終了するまで下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社データホライゾン 住 所 広島県広島市西区草津新町一丁目 21 番 35 号 広島ミクシス・ビル
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	15,358,750 円（消費税を含む） <small>※後述する契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 保険年金課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

555

特命随意契約理由書

件 名	千代田区産後ケア事業（通所型・訪問型支援）実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	産後の支援を必要とする母子に対して、心身のケアや育児サポートを行うことで母親の心身の安定や産後鬱の予防を図り、安心して子育てができる支援体制を整備することを目的とした産後ケア事業（通所型・訪問型）を実施するにあたり、受託事業者を指定する。
選定理由	下記法人は、千代田区で訪問看護ステーションを展開しており、区の事業（千代田区児童家庭支援センターや高齢介護課）において、妊娠期の女性から高齢者まで幅広く対応の困難なケースを数多く手掛けており、事業実績が豊富なうえ、地域に密接に定着しており信頼性があり、所属職員の「福祉と医療の連携」という意識も高い。また、区内には、今回委託する通所型と訪問型の産後ケア業務を同時に受託できる事業者が他に存在しない。令和4年2月から、試行的に実施し委託している同業務については、利用者からの評判も良好である。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方とする。
契約の相手方	葛飾区青戸5-30-4 三和ニードルベアリングビル4F 株式会社双泉メディカルサポート訪問看護事業部
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	16,632,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部健康推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

200

特命随意契約理由書

件 名	千代田区子育てコーディネーター事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	身近に子育てについて気軽に相談する相手がいない保護者が、子育てに一人で悩む「孤育て」に陥らないよう、子育ての知識や経験を有した子育てコーディネーターが、悩みを抱える保護者に寄り添う形で相談に応じるなどの業務を行う。
選 定 理 由	本業務を履行するためには、以下の条件を満たす必要がある。 ①千代田区の保育環境を熟知し、子育ての相談に応じられる知識経験を有する人材を配置できること。 ②利用者の利便性を図るため、あい・ぽーと麹町（旧麹町保育園仮園舎）と、適宜区内関連施設において相談業務を実施できること。 あい・ぽーと麹町は、保育事業も含め建物全体を下記事業者が管理運営している。また、「子育て支援コーディネーター養成講座」を実施し人材育成を行っている。このため、保育園管理とコーディネーター事業を一体的に運営しなければ業務上支障が生ずるものである。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人 あい・ぽーとステーション 住 所 東京都港区西麻布2丁目24番25-509号
※ 契約年月日	令和4年4月 / 日
※ 契約金額	10,497,520 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

188

件 名	千代田区指定公園等近隣喫煙所案内等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	<ol style="list-style-type: none"> 1 喫煙者の近隣喫煙所への誘導 2 公園内及び路上で喫煙行為を行った者への注意・指導 3 1 及び 2 を履行した数の集計（毎時） 4 その他公園内及び周辺で禁止行為を行った者への注意・指導 5 生活環境改善指導員の業務補助
選 定 理 由	<ol style="list-style-type: none"> 1 プロポーザル年度 令和元年度（令和2年度開始） (平成31年2月14日付31千地安生発第192号) 2 該当 (千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号) 3 繼続年数 2年 4 評価 良好的な業務成績のため 継続3年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	<p>名 称 シンテイ警備株式会社</p> <p>住 所 東京都中央区新富1-8-8</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	164,939,500 円 (消費税を含む) ※総額単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	地域振興部 安全生活課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

171

件 名	千代田区施設保全情報管理システム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区施設保全情報管理システムの保守を委託する
選定理由	1. プロポーザル年度 平成 26 年度 (平成 26 年 8 月 28 日、26 千政施経発 0206) 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第 8 条 4 号 3. 繼続 8 年 4. 評価 良好のため 5. 更新 平成 30 年 11 月 15 日付 千指業委第 10 号「指名業者選定委員会」において平成 31 年度以降 5 年間の契約延長を承認されており、承認後、継続 4 年目となるが、令和 3 年度の業務成績は良好なため、令和 4 年度も下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 ケー・デー・シー 住 所 東京都港区虎ノ門 4-2-12
※契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※契約金額	2,145,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
担当課	政策経営部施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

263

件 名	千代田区出産・子育て支援育児ギフトの購入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 物品 ・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、切れ目のない支援体制を構築することを目的として看護職が妊産婦への面接を実施したときに育児パッケージとしてこども商品券を配付する。
選 定 理 由	育児パッケージの配付時期は個人によって妊娠初期から産後までと異なることから、利用者が品物等を幅広く選択できる利便性を考慮して、妊娠期から子育て期向けの商品券とした。 下記事業者が発行するこども商品券は、有名百貨店、玩具専門チェーン店、ベビー・子供服ショップなどの全国の加盟店で、加盟しているタクシー会社であればタクシー券としても使用することができる。市販されている商品券で唯一、妊娠期から子育て期向けの品物・サービスとの交換に用途を限定しており、本事業の対象として最適である。 調達にあたっては、発行元である下記業者から直接購入することにより、取扱店よりも安価に購入することが可能となる。 以上の理由により、下記業者を指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社トイカード 住 所：東京都台東区駒形2-4-11 ヨシクニ駒形ビル8F
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	7,350,000 円 <small>消費税を含む</small> <small>※単価 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部 健康推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区女性史編纂支援及び販売業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	(1) 千代田区女性史編纂に伴う原稿確定業務 (2) 制作、製本、印刷等業務 (3) 販売業務
選定理由	下記業者は、平成30年度から実施している「千代田区女性史編纂支援業務」(契約日平成30年7月11日)の実施業者であり、女性史編纂に向けて編集委員による「聞き書き」作業支援と、年表・通史の原稿作成を行っている。本業務は、これらを踏まえて本としての体裁を整えた上で印刷を行うとともに、販売にかかる必要な支援を行うものである。したがって、本業務は前述の作業支援、原稿作成業務と密接不可分の関係にあると言え、同一受託者以外の場合、著しい支障が出ると考えられる。また、下記業者は、平成30年度より実施している女性史企画委員会、女性史編集部会における審議内容、編集委員、聞き書き対象者との調整内容を熟知し、女性史編纂に精通していることからも、印刷・製本のための準備期間の短縮や、業務品質、経費面で有利である。なお、令和3年度の業務評価は良好である。 したがって、入札に付すことが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ぎょうせい 住 所 東京都江東区新木場1-18-11
※ 契約年月日	令和 平成 千年 四月 日
※ 契約金額	2,883,000円 (消費税を含む) <u>※総額単価 契約のため、契約金額は支出限度額</u>
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	国際平和・男女平等人権課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表

項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

255

特命随意契約理由書

件 名	千代田区商工振興基本計画改定に係る策定支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区商工振興基本計画平成 29 (2017) 年度～令和 3 (2021) 年度（以下「基本計画」という。）の計画期間が令和 3 年度末をもって終了するため、令和 2 年度に実施した基礎調査、令和 3 年度に実施した追加調査及びこれらに基づき作成した基本骨子案を踏まえて千代田区商工振興基本計画令和 5 (2023) 年度～令和 9 (2027) 年度（以下「新基本計画」という。）を策定する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和 2 年度（令和 2 年度開始） (令和 2 年 7 月 22 日 2 千地商観発第 122 号) 2 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 6 号 3 繼続年数 2 年 4 評価 良好なため 継続 3 年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和 4 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社クニエ 住 所 千代田区大手町二丁目 3 番 2 号 大手町プレイスイーストタワー 11 階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	6,200,700 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区障害児ケアプラン事業運営支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	障害や発達に課題のある児童（以下「障害児等」という。）が地域で健やかに成長し、保護者とともに安心して暮らせるよう、児童一人ひとりの発達状況に応じたサービスをプランニングする「はばたきプラン」（以下「プラン」という。）を作成し、児童の成長と保護者の子育て不安の解消を図る。児童の情報は「子育てカルテ」として整理し、関係機関との情報共有を図り、児童の切れ目のない支援を実現する。又、児童福祉法に規定する障害児支援サービスを利用する児童には、申請時に必要な「障害児支援利用計画」の作成を行う。
選 定 理 由	本事業の業務内容は、児童・保護者の状況に深く関与することから、事業者と保護者の信頼関係が必要不可欠である。子ども発達センターの運営事業者である下記業者は、保護者と信頼が築かれており、プラン作成に必要な児童の情報や相談支援のノウハウも備えている。又、府内・府外の関係機関とのやりとりに関しても相談支援の経験から良好な関係を構築している。令和3年度の業務成績も良好であることから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人 こどもの発達療育研究所 住 所 東京都文京区白山2-26-16-601
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	19,440,885 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区男女共同参画センター業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区男女平等推進行動計画に基づき、相談機能、学習機能、情報機能、支援機能、交流機能をもつ、千代田区男女共同参画センターを運営する。
選定理由	<p>1 プロポーザル年度 令和元年度（令和2年度開始） (令和2年2月13日31千地国男発第199号)</p> <p>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号</p> <p>3 繼続年数 2年度</p> <p>4 評価 良好的な業務成績であるため。 継続3年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社生活構造研究所</p> <p>住 所 東京都千代田区麹町二丁目5番地4</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	57,920,987 円（消費税を含む） ※最終算定 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	国際平和・男女平等人権課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

341

件 名	千代田区地域福祉計画改定支援及び印刷製本等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	令和3年度に作成した地域福祉計画の案を計画書の形に編集し、印刷・製本作業を行う。また、計画書について報告をするために開催する地域福祉計画策定委員会について、資料作成や議事録作成等の運営支援を行う。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和3年度（令和3年6月21日付3千保福総発第84号 令和3年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条6号 3. 繼続年数 初年度 継続2年目であり、令和3年度の業務成績も良好なため、令和4年度も継続して下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名： 株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 所 在 地： 東京都文京区本郷3丁目23-1クロセビア本郷6F
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	2,200,000 円（消費税を含む）
委託期間	令和4年4月1日から令和4年7月31日
担当課	保健福祉部福祉総務課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

259

特命随意契約理由書

件 名	千代田区中小企業景況調査データ等の購入
種 類	物品一物品
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区内で信用金庫と取引のある中小企業から無作為に選出した事業所を対象に、四半期ごとに景況に関する聞き取り調査を行うことにより、区内中小企業の景況感を把握し、区の中小企業振興施策に反映させる。
選定理由	<p>下記事業者は、都内全域で23の信用金庫を傘下に置き、地域経済の発展に貢献している。信用金庫は、地域に根差した身近な金融機関として、日々積極的に地域内の中小企業と接触し、動向を把握している。信用金庫営業店が約1万件もの事業所に出向いて直接調査した正確で詳細な企業情報は、千代田区の景況を分析するのにきわめて有用な基礎データである。</p> <p>下記事業者は、上記の企業情報を集積できる唯一の機関であることから、契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 一般社団法人東京都信用金庫協会 住 所 東京都中央区京橋三丁目8番1号信用金庫会館京橋別館12階
※ 契約年月日	令和4年4月 / 日
※ 契約金額	1,100,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

373

件 名	千代田区統合型G I Sの運用保守業務
種 類	工 事 : 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 : 物品 委託 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区が保有している区有施設や文化財の所在地をはじめとした様々な地理情報を電子化・統合化し、可視化・分析等を行うためのG I S基盤を構築することにより庁内各部署の地理情報が共有され、異なる分野の関連や偏在の状況を可視化でき、これまで以上の課題発掘や的確な対応が可能となり、事業効果を高めることが見込まれる。また、システム構築後には庁内に統合型G I Sの利活用ワークグループを設け、活用策の検討をすることで職員の政策形成能力の向上を図る。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 平成 29 年度 (平成 29 年 7 月 25 日付 29 千政 I T 発 0058 号 平成 29 年度開始、平成 30 年度運用開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱 8 条第 4 号 3 継続年数 4 年目 4 評価 良好なため 29 年度にシステムの開発を行い、運用する情報処理システムで、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 継続 5 年目であり、業務成績は良好なため、令和 4 年度においても引き続き、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 アジア航測株式会社本社営業部 住 所 東京都新宿区西新宿 6-14-1 新宿グリーンタワービル
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,376,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部 I T 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

150

件 名	千代田区認知症支援サービス推進調査業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区（以下「区」という。）の認知症施策の進捗と課題についての調査研究を継続し、その結果に基づき、本人主体の認知症ケアの実現に向けた認知症支援サービスの方向性と、人材育成、関係機関の連携推進、認知症に理解ある地域づくりのための方策を明らかにする。
選 定 理 由	<p>1. 認知支援サービス事業開始 平成 25 年度 構築調査（25・26 年度）推進業務（27 年度） 推進調査業務（28～令和 2 年度） 認知症早期発見事業の開始 平成 25 年度 仕組みづくり（25・26 年度） 発見業務（27～令和 2 年度）</p> <p>2. 本事業は、区の認知症施策を適切かつ効果的に展開するためには、計画、進行、到達状況を調査し、区に助言、指導を行うものである。また、早期発見事業は、認知症高齢者が受援拒否等困難事例化することを防ぐため、適切な対応方法等を調査検証するものである。 下記業者は、東京都の高齢者医療・保健・福祉行政を研究分野で支えている唯一の地方独立行政法人の研究所であり、平成 25 年度から上記の業務を受託し、区の事業実施の調査・構築を行ってきた。</p> <p>3. 令和 4 年度は、令和 3 年度から取り組む「認知症施策推進大綱」に基づく認知症支援サービス事業をより一体的・効果的に実施し、区民および企業それぞれの認知症サポーターについて効果的な活用方法等を調査するとともに、区としてのチームオレンジのあり方について検討するという課題がある。 これらにかかる適切な助言、指導を行うためには、区の「認知症支援サービス推進業務」の経過を把握し、認知症事業についての研究実績を持っていることが必要である。</p> <p>4. 契約の目的達成には、能力その他複数の条件を満たすことが必要であり、一つ一つの条件についてはこれを満たすものは複数存在するが、すべてを満たすものが 1 者に限られる。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	会社名： 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター 所在地： 東京都板橋区栄町 35-2

※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,488,672 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

326

特命随意契約理由書

件 名	千代田区防災訓練等包括支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・包括支援業務（避難所運営協議会の実施、助言・提案業務） ・災害対策本部運営訓練 ・避難所防災訓練支援業務 ・地域防災力向上支援業務 ・職員対象の防災訓練支援業務
選 定 理 由	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロポーザル年度 令和2年度 (令和3年3月26日付2千政災危発第420号 令和3年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 繼続年数 1年 4. 評価 良好的な業務成績のため 継続2年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	<p>・名 称： 株式会社総合防災ソリューション</p> <p>・住 所： 東京都千代田区一番町13番地16</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	14,069,000 円（消費税を含む） <small>※印の欄は契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区防災行政無線戸別受信機・防災ラジオ配信システム運用保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	災害時等における地域情報伝達手段として、小中学校等の区施設・町会長宅等に配備している戸別受信機や避難行動要支援者名簿登録の世帯等に配付している防災ラジオ、区役所本庁舎に設置している地域情報配信設備、無線呼出諸設備の維持管理保守を行う。
選定理由	平成27年度に、下記事業者が開発製造した防災行政無線戸別受信機を導入し、当該機器の送受信システム等についても同様に下記事業者が開発製造したものである。 ハード、ソフトの総合的な運用管理、衛星回線の保守等が前提となり、機器、設備等の処理システムの維持管理（運転、保守、監視、運用支援等を含む。）で、既設の機器、設備、処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、当該システムの納入業者である下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 東京テレメッセージ株式会社 住 所 港区西新橋2-35-2 ハビウル西新橋
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	5,892,480 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区防災行政無線保守点検等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	災害時の正確な情報伝達手段として、小中学校等の区施設・区立公園・民間協力建物等に設置している防災行政無線機器の保守点検・修理等を行う。
選 定 理 由	防災行政無線機器類は、ハード、ソフトの総合的な運用管理が前提となる。本件の機器は、既存の防災無線システムと密接不可分の関係にあり、当該システム及び機器の納入者以外に保守点検・修理を行わせると、既存の防災無線の運用に著しく支障が生じる恐れがある。以上の理由により、防災行政無線の納入業者である下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 田中電気株式会社 住 所 千代田区外神田1-15-13
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,958,350 円（消費税を含む） <small>※総額単価契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区役所本庁舎休日・夜間受付等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 场 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区役所本庁舎における休日・夜間等受付業務を行う。
選 定 理 由	<p>本庁舎のPFI事業終了に伴う庁舎の維持管理業務については、建築設備管理業務、清掃等業務及び警備保安業務等の個別業務の共通仕様に基づき、財務省が実施する一般競争入札により決定した落札者を相手方とし、国の入居官署とともに契約締結を行うこととなっている。</p> <p>しかし、本庁舎1階の休日・夜間受付業務は、区独自の業務であり、庁舎維持管理業務の共通仕様に包含することができないため、区の個別契約案件となる。</p> <p>本業務は、共通仕様に基づく警備保安業務との連携を図ることにより、窓口の円滑な保安管理が可能となるほか、休日・夜間の庁舎閉鎖時の緊急時に迅速な対応が期待できる。また、警備保安業務の警備員が交代で従事することで、受付事務のノウハウの伝達・維持が可能であり、急な交代であっても同一レベルの要員の確保が容易となる。</p> <p>以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 首都圏ビルサービス協同組合 代表理事 阿南 一成 住 所 東京都港区赤坂1-1-16 細川ビル1003号
* 契約年月日	令和4年4月1日
* 契約金額	11,208,905 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区役所本庁舎清掃等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎維持管理業務の共通仕様に含まれていない、千代田区独自（千代田図書館の休日清掃等）の清掃等業務を行う。
選定理由	<p>本庁舎のPFI事業終了に伴い、庁舎の維持管理業務については、建築設備管理業務、清掃等業務、警備保安業務等の個別の業務の共通仕様に基づき、財務省が実施する一般競争入札により決定した落札者を相手方とし、国の入居官署とともに契約締結を行うこととなっている。</p> <p>しかし、障害者対応などの区民サービスや千代田図書館の休日開館業務は、区独自の業務となることから国との共通仕様に包含することができず、区の個別契約案件となる。</p> <p>本業務は共通仕様に基づく清掃業務との連携を図ることにより効率的かつ臨機応変な対応が可能となるほか、緊急時の迅速な対応が期待できる。</p> <p>以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 新さくら会協同組合 住 所 東京都文京区春日 2-10-15 志知ビル2F
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	18,744,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

317

特命随意契約理由書

件 名	千代田区立学校等外国人講師派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区立保育園・幼稚園・こども園・小学校における外国語教育活動の振興を図り、国際教育の推進に資することを目的として、英語を母国語とする外国人講師を来校（園）させ、外国語教育活動の指導にあたらせる。
選定理由	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロポーザル年度 令和2年度（令和3年度開始） (令和3年3月22日付決裁済み2千子指導発第1008号) 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号 3. 繼続年数 1年目 4. 評価 良好のため 5. 繼続2年目であり、令和3年度の業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社 ハートコーポレーション 住 所：東京都中央区東日本橋3-8-1, 903
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	23,540,000 円 (消費税を含む) <small>*単価 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区立軽井沢少年自然の家総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区立軽井沢少年自然の家の総合管理業務として、予約・運営・地域協力業務及び施設維持管理業務を委託する。
選定理由	<p>本業務は公募型プロポーザルにより選定された下記業者により平成25年度から平成27年度まで継続して業務委託し、平成28年の業者選定委員会にて下記業者の随意契約が承認され、毎年度継続協議を諮詢ってきた。</p> <p>しかし本施設は老築化や利用状況等から、今後の在り方について検討中であり、また施設所在地で本業務を行えるのは下記業者のみである。また下記業者は迅速な対応で業務成績評価も良好であり、利用者からも高評価を得ているため下記業者との特命随意契約期間の延長により契約を行うことが妥当である。したがって、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 軽井沢フード株式会社 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢10-8
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	74,720,784 円 (消費税を含む) ※単位契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

122

件 名	千代田区立高齢者総合サポートセンター電子電話交換機設備保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、平成 27 年 11 月 6 日に竣工した千代田区立高齢者総合サポートセンターに配備された電子電話交換機について、その機器が適切に稼動することを目的として、保守に係る業務を委託する。
選 定 理 由	1 高齢者総合サポートセンターの電子電話交換機設備は、下記事業者が設計、配線及び各種設定したものである。 2 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。また、通信設備の安定性確保のため、取扱いにあたっては特に専門的な技術を要する。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 電通工業株式会社 住 所 東京都品川区東大井 5-11-2
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	924,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

365

件 名	千代田小学校給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田小学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する
選定理由	<p>1. プロポーザル年度 令和元年度（令和2年度開始）</p> <p>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号</p> <p>3. 繼続年数 2年</p> <p>4. 評価 良好的な業務成績のため 継続3年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>所在地 東京都千代田区神田錦町3-20</p> <p>会社名 一富士フードサービス株式会社 関東支社</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	22,558,800 円（消費税を含む）
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田清掃事務所清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田清掃事務所の清掃業務を委託する。
選定理由	下記事業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針（平成19年12月改定）に基づき、令和3年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和3年度の業務成績は良好なため、引き続き令和4年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 光管財株式会社 千代田支店 住 所 千代田区富士見1-11-23
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,453,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	旧練成中学校清掃業務（体育館及び男女更衣室・シャワー室）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	旧練成中学校の体育館及び男女更衣室・シャワー室の清掃を委託する。
選定理由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針(平成 19 年 12 月改訂)に基づき、令和 3 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 3 年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件で、令和 4 年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 光管財株式会社 住 所 千代田区富士見一丁目 11 番 23 号フジミビル 303
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	706,200 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
担 当 課	生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

126

件 名	千代田清掃事務所清掃車整備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <input checked="" type="checkbox"/> 委託、その他
概 要	千代田清掃事務所で所有・賃借する直営清掃車両を維持管理するため、必要となる定期点検整備・法定点検整備・車検・緊急時対応等の業務を委託する。
選 定 理 由	<p>1. 本業務委託に必要な条件</p> <p>(1) 清掃車両は東京二十三区清掃協議会「作業用自動車の架装基準等を定める要綱」に基づき、「廃棄物を収集運搬する作業用自動車の架装基準等」が定められており、本内容について精通していること。</p> <p>(2) 車体と架装における点検整備を同時に行えること。</p> <p>(3) 全ての架装メーカーの点検整備ができ、架装の点検整備の信頼性を確保するため、各架装メーカーの指定サービス工場等に認定されていること。</p> <p>(4) 業務中に発生する車両故障や事故等の緊急時における体制が整っているとともに、緊急性に対応できるため、都内に整備工場を有していること。</p> <p>2. 指定理由</p> <p>下記事業者は、二十三区自動車整備協力会会員であることから、二十三区の清掃車両整備技術情報を絶えず収集しており、「架装基準等」に精通している。</p> <p>また、区の使用する車両にかかる全ての架装メーカー（3者）の指定サービス工場等に認定されているとともに、車体及び架装における点検整備が同時に行える。</p> <p>本契約の目的を達成するためには、上記の複数の条件を満たすことが必要であるが、個々の条件についてはそれを満たす者が複数存在するものの、全ての条件を満たす者は当該1者に特定される。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する</p>
契約の相手方	名 称 東輝自動車株式会社 住 所 東京都江戸川区篠崎町五丁目10番20号
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	6,428,025円 <small>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部千代田清掃事務所（飯田橋車庫）
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

121

件 名	千代田保健所機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田保健所における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	千代田保健所は、平成 22 年度から、下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和 3 年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 国際セーフティ株式会社 東京本社 住 所 千代田区内神田 3-6-2 アーバンネット神田ビル 5 階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	594,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部地域保健課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

124

件 名	千代田保健所中和排水処理設備保守点検業務
種 類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品:物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田保健所庁舎内の設備管理
選定理由	<p>下記業者は、保健所排水の水質、水量及び排出サイクルに基づいて本件装置を設計・施工した業者である。</p> <p>当該機器には、水質のpH値を一定にするための調整用ソフトが組み込まれている。このソフトの調整は、保守点検の時に行うことになるが、調整のノウハウは設計施工業者である下記業者以外には有しておらず、設計施工業者にしかできない業務である。</p> <p>また、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 アーパス技研工業株式会社 住 所 中央区日本橋小舟町4-4 アーパス第1ビル
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	877,800 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部 地域保健課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

267

件 名	千代田幼稚園給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田幼稚園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選定理由	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロポーザル年度 令和元年度（令和2年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 繼続年数 2年 4. 評価 良好のため 5. 繼続3年目であり、評価も良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	<p>所在地 東京都千代田区神田錦町3-20</p> <p>会社名 一富士フードサービス株式会社</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	14,718,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

138

件 名	占用総合管理システムの保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	占用総合管理システムを正常に運用するため、システム保守管理業務を委託する。
選定理由	占用総合管理システムは、平成 26 年度に下記業者が開発した情報処理システムである。システムを安定的に稼働していく上で既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、障害発生時の原因究明、故障修理など対処が困難となるなど、業務履行に著しく支障をきたす恐れがある。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ヤチホ 住 所 新宿区市谷本村町 3 番 22 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,222,320 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
担 当 課	環境まちづくり部環境まちづくり総務課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

290

件 名	粗大ごみの収集に伴う車両の履い上げ並びに資源回収運搬等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	粗大ごみの収集に伴う車両の履い上げ並びに資源（その他の紙類及びプラスチック製容器包装及びプラスチック製品類）の回収と千代田区指定の処理施設への運搬業務
選定理由	<p>平成17年11月10日付で、特別区長会、社団法人東京環境保全協会、東京都環境局の三者により「平成18年度以降、資源及び粗大ごみの収集・運搬に関して、新たに各区で契約を行う場合は、雇上会社若しくは雇上会社で構成する団体を相手方とする」確認書を取り交わしている。</p> <p>下記業者は、区内で唯一雇上会社から構成された団体であり、20特別区から、「資源物処理・廃棄物処理業務」の委託及び「粗大ごみ収集・運搬業務」の委託を受けており、業務を実施するに当たって十分な技術と経験を有している。</p> <p>以上に理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 東京都環境衛生事業協同組合 千代田区支部</p> <p>住 所 千代田区神田神保町1-2</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	255,938,496 円（消費税を含む） <small>※ 価格 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

342

特命随意契約理由書

件 名	粗大ごみ申告受付業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区民からの電話及びインターネットでの粗大ごみ申告受付業務
選定理由	<p>粗大ごみ受付業務は各区共通の業務であり、事務移管前の東京都で平成8年度から委託している。事務移管後は各区の事務となつたが、共通のシステムを利用することでより効率的で経費を抑えることができるとして、粗大受付業務連絡会で決定された事業者に委託している。</p> <p>千代田区は他区に比べ住民が少なく、粗大ゴミも少ないことから、単独システムを運用し受付業務をおこなうよりも効率的である。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 公益財団法人 東京都環境公社</p> <p>住 所 墨田区江東橋4-26-5</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	1,856,700 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

292

件 名	総合窓口の一部事務業務
種 類	物品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	「本庁舎総合案内業務」「総合窓口課ハイカウンター業務」「本庁舎代表電話交換及びコールセンター業務」を一括して委託する。
選定理由	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロポーザル年度 令和3年度 (令和3年10月29日付3千地窓発第245号 令和4年度開始) 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 繼続年数 初年度 4. プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	<p>名 称 株式会社パソナ</p> <p>住 所 東京都千代田区大手町二丁目6番2号</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	173,252,180 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

230

特命随意契約理由書

件 名	総務事務業務委託
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	効率的な執行体制の構築と財源及び人的資源の再配分をおこなうため、給与・手当等の支給に関する事務、会計年度任用職員に関する事務などの「総務事務」を集中処理する。
選 定 理 由	1 プロポーザル実施年度 令和2年度 (令和2年11月19日付2千政人事発1129号) 令和3年度開始 2 根拠 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条4項 3 繼続年数 1年 4 評価 継続2年目であり、業務成績が良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する
契約の相手方	名 称 株式会社 パソナ 住 所 東京都千代田区大手町2-6-4
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	40,498,920 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

364

件 名	地域型認知症予防プログラム（ウォーキング講座）業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	認知症予防（発症遅延）の効果ができるウォーキングを習慣化し、地域で主体的に活動しながら、認知症予防啓発活動や後続活動を支援する担い手づくりを目指す。
選定理由	当該法人は、東京都健康長寿医療センター研究所が作成したウォーキングプログラムを行うファシリテーターを養成する唯一の機関であり、全国の自治体等に講師派遣を行っている。また、ホームページでプログラム終了後に自主活動を続けるグループを紹介し、情報交換や交流の機会も提供しており、継続的に認知症対策を行うことができる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 NPO 法人認知症予防サポートセンター 住 所 東京都世田谷区北沢 3-18-5 伊東ビル 202
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,184,480 円（消費税を含む） <small>※当該年度正規契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

315

件 名	地方公務員等共済組合法改正に伴う人事情報総合システムの改修業務
種 類	委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	地方公務員等共済組合法改正に伴い、非常勤職員（再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員等）に短期給付（医療保険）等を適用する。当該制度改正に対応するため、人事情報総合システムを改修する。
選定理由	本件は、人事情報総合システムの特許権、著作権及びその他の排他的権利を有するシステム開発者のみが行うことのできる改造、再構築であり、同一の開発者以外の者にプログラム改修等を履行させた場合、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名 : 富士通 Japan 株式会社 所 在 地 : 東京都港区東新橋 1-5-2
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 (日)
※ 契約金額	17,545,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和 4 年 12 月 28 日まで
担 当 課	政策経営部人事課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

179

件 名	中小企業向け補助金活用等促進業務
種 類	物品一委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	助成金・補助金自動診断システム（以下「システム」という。）を構築することにより、区内中小企業者等が自社の事業を実行するに当たり、様々な補助金等を活用することを促し、もって区内商工業の発展に資することを目的とする。
選 定 理 由	新型コロナウイルス感染症の影響等により、中小企業向けの支援施策は多くの機関において実施されているが、多くの中小企業者にとって利用ハードルが高く、また、目的の支援施策にたどり着くことが難しい状況である。今回構築するシステムは、簡単な質問事項に答えるだけで利用可能性のある補助金が表示されるため、利用の促進が見込まれるものである。 上記システムは、下記事業者独自のシステムであり、業務を履行できる唯一の事業者であることから、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ライトアップ 住 所 東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号 渋谷クロスタワー32F
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	1,155,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

115

件 名	転倒骨折予防・栄養改善教室業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	65歳以上の区民のうち、運動器の機能が低下している者又はそのおそれのある者及び区が必要と認めた者を対象に、筋力向上プログラムを実施し、運動器機能の向上、生活機能の改善を図る支援を行う。また、参加者が教室終了後も自主的に運動を続け、継続的に介護予防に取り組めるよう促す。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 平成29年度（平成30年度開始） (平成30年2月8日付29千保高介発第781号) 2 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 繼続年数 4年 4 評 價 良好的な業務成績のため 5 更 新 令和2年12月17日付2千指業委第16号「指名業者選定委員会」承認 令和4年度で更新2年目であり評価は良好なため、令和4年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名：セントラルスポーツ株式会社 健康サポート部 所 在 地：東京都中央区新川1-21-2
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	3,465,000円（非課税）
委 託 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれません。

れています。

- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

336

特命随意契約理由書

件 名	都営四番町第2アパート高齢者住宅ほか2住宅生活協力員業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	高齢者住宅の入居者が、在宅で自立した生活を送り、地域社会で孤立せずに生活を営めるよう支援を行う。
選定理由	下記業者は、ジロール麹町及びジロール神田佐久間町の運営法人であり、小規模特別養護老人ホームやグループホームを運営している。また、当該業務の対象となる3高齢者住宅(都営四番町第2アパート、区営富士見、区営神保町)は、それぞれジロール麹町やジロール神田佐久間町からの支援を受けやすい立地にある。そのため、同一法人に委託することにより夜間・緊急時の対応や他の高齢者サービスの連携など、きめ細やかで迅速な対応が可能となる。よって、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 新生寿会 住 所 岡山県井原市木之子町 2416 番地 1
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	13,101,600 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 住宅課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

252

特命随意契約理由書

件 名	都市計画情報提供システム保守・運用業務及び研修業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
概 要	<p>本業務は、最新の都市計画情報等を更新・提供するため、「都市計画情報提供システム」（以下、「本システム」という。）を保守・運用するものである。</p> <p>あわせて、本システムを有効活用することを目的として操作方法を広く環境まちづくり部職員に習得させるための操作研修を実施する。</p>
選 定 理 由	<p>1 導入年度 平成 28 年度</p> <p>下記業者は、本システムの開発業者であり、運用・保守及び操作研修を実施する情報処理システムで、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 E S R I ジャパン株式会社</p> <p>住 所 〒102-0093 千代田区平河町 2-7-1</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	5,346,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 6 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。